

写真を募集します

## 第31回交通安全活動写真コンクール

(財)群馬県交通安全協会および各地区交通安全協会では、県内在住者を対象とした交通安全活動写真を募集します。

### ▼課題

平成23年10月1日から平成24年9月30日の間に撮影した群馬県内の交通安全活動の現場写真

### ▼応募資格

県内在住者の作品

### ▼応募点数

1人2点まで

### ▼応募期間

平成24年9月1日～10月8日

### ▼提出先

県交通安全協会 または 地区交通安全協会 ※記録用紙に必要事項を記入し、作品の裏に貼付する。記録用紙は、県交通安全協会、地区交通安全協会および町民生活課にあります。

### ▼作品規格

※記録用紙の題名欄は、単に「春の交通安全運動」といったものではなく、具体性のある題名をつけること。

カラープリント四ツ切 (25.4cm×30.5cm)・四ツ切ワイド (25.4cm×36.5cm)のカラー写真、またはデジタル

プリント(四ツ切・A4フルサイズ)とし、縦型・横型どちらでもよいものとする。(画像加工は不可とする。)

### ▼注意事項

応募作品に関する各種権利は、(財)群馬県交通安全協会が有するものとする。

### ▼問合せ先

(財)群馬県交通安全協会  
 ☎027・252・0251  
 町民生活課生活環境室  
 ☎54・3111 (内線142)



▲第30回県知事賞作品

募集しています

## 吉岡町緊急雇用創出基金事業

町では、失業中の人に対する次の雇用までの就業機会を創出するため、作業員・校内見守り指導員などを募集します。応募対象者は、被災求職者および平成23年3月11日以降に離職した失業者です。(被災求職者の応募が優先されます。)

### ▼選考方法

『平成24年度吉岡町緊急雇用創出基金事業申込書』による書類選考および面接を実施します。

### ▼雇用期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

### ▼応募方法

『平成24年度吉岡町緊急雇用創出基金事業申込書』に必要事項を記入し、現在失業中であることを証明できる書類(雇用保険受給資格証・離職票など)の写しを添えて提出してください。



	①農業用水路・道路側溝清掃作業員 ②道路除草作業および耕作放棄地などの除草・樹木伐採作業員	校内見守り指導員	買い物代行サービス
業務内容	①農業用水路・道路側溝清掃作業員 ②道路除草作業 および耕作放棄地などの除草・樹木伐採作業員	○校内における児童の安全確保 ○児童の見守り ○不審者対策 ○校内の環境美化活動など	買い物代行サービス業務全般
勤務日数 時間など	午前9時～正午 午後1時～4時 (6時間) 週に4日間(土日曜日・祝日を除く)	午前7時45分～午後4時45分 1日7時間以内で学校連用 (土日曜日・祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分 休憩一時間 (土日曜日・祝日を除く)
必要資格	要普通運転免許・草刈機の作業に慣れていることが望ましい	要普通運転免許	要普通運転免許
募集人員	各2名(計4名)	2名(明治小・駒寄小各1人)	1名
賃金	日給5,400円(時給900円)	時給810円(交通費は支給されません)	日給7,040円(時給880円)
締切	定員になり次第	3月15日(木) 必着	3月9日(金) 必着
応募・問合せ先	産業建設課用地管理室 ☎54-3111(内線164)	教育委員会事務局学校教育室 ☎54-3111(内線593)	吉岡町商工会 ☎54-2625

## 今月の納税

国民健康保険税……9期  
介護保険料……………9期  
後期高齢者保険料…9期

納期限 4月2日(月)

便利で確実な口座振替も  
利用できます

4月1日現在の所有者に課税されます

## 自動車税についてお知らせ

### 軽自動車税

廃車・変更などの手続きはお早  
めに

軽自動車税は、毎年4月1日  
現在の所有者に課税されます。  
バイク・小型特殊自動車(耕運  
機など)を使用しなくなった場  
合や譲渡した場合は、手続きを  
しなければ元の所有者に課税さ  
れます。また、住所が変わった  
場合も変更手続きが必要です。

**手続きが済んでいない人は、  
早急に手続きをお願いします。**  
また、軽自動車の種類により手  
続き場所が異なります。ご注意  
ください。

#### ▼手続き・問合せ先

○吉岡町のナンバーが付いた1  
25cc以下のバイク、小型特殊  
自動車  
財務課税務室  
☎54・3111(内線137)  
○軽二輪(125cc超250cc  
以下)  
群馬県自動車整備振興会  
☎050・5540・2021

など、トラブルの原因になります。

・自動車の売買や譲渡などで登  
録内容に変更があったときは、  
確実に運輸支局で手続きを行っ  
てください。

・手続きを販売業者などに依頼  
したときは、必ず手続きが済ん  
でいるか確認してください。

#### ▼その他

・一時的に住所を変更する場合  
は「ぐんま電子申請受付システ  
ム」で納税通知書の発送先を変  
更できます。詳しくは県ホーム  
ページ(<http://www.pref.gun>

ma.jp)にアクセスし、検索  
キーワード「自動車をお持ちで  
住所を変更された人へ」で検索  
してください。

・軽自動車、バイクには軽自動  
車税が課税されます。

#### ▼問合せ先

**自動車税について** 県自動車税  
事務所 ☎027・263・43  
43 または県税事務所、県行  
政課事務所  
**登録について** 関東運輸局群馬  
運輸支局 ☎050・5540・  
2021

### 自動車税

自動車税は、毎年4月1日現  
在の車検証上の所有者(割賦販  
売の場合は使用者)に課税とな  
る県税です。

次の場合は、平成24年3月30  
日(金)までに運輸支局で必ず手続  
きを済ませてください。

#### ▼手続きが必要な場合

・自動車を売った、または下取  
りに出した  
・自動車を廃車した  
・住所、氏名を変更した  
・**手続きをしないと**

・既に使用していない自動車の  
税金を納めることになったり、  
転居先に納税通知書が届かない

## 第12回(最終回)

### 人権教育推進のために

最終回は吉岡町隣保館の活動をお知らせします。

吉岡町隣保館は、社会福祉法に基づき地域住民のコミュニティー  
センターとして社会福祉の増進を図り、人権や地域政策問題の速や  
かな解決のために設置された町の施設です。

人権とは、「当たり前前に生きて、幸せな生活をするために、誰もが  
生まれながらにして持っている権利のこと」です。隣保館では、講演  
会・映写会・ポスター展・無料法律相談などを行っています。福祉関係  
ではミニデイサービス・敬老おたのしみ会・ボランティア研修会・  
健康教室などを開いています。

その他に各種の会議や英語教  
室・カラオケ・舞踊・卓球の会な  
どにも利用されています。町民  
の交流を図り、人権意識向上の  
ため皆さまのご利用をお待ちし  
ています。



吉岡町隣保館 ☎54-4692

吉岡町の各種団体・学校などの人権教育推進の活動の様子を1年間紹介して  
きました。人口の流入が多い吉岡町で、皆様がいろいろな活動を通して顔見知  
りになり、挨拶が交わされる住みやすい町になっていくことが、人権教育推進  
につながります。いろいろな出会いの場をこれからも提供していきたいと思  
います。